

保険料控除申告書の記入について

この用紙は、あなたが今年一年間に支払った保険料について所得税の控除を受けるために申告書です。
申告される場合は生保・損保会社から届いている『年末調整用の保険料証明ハガキ』をお手元にご準備のうえ、ご記入下さい。

平成29年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名
 給与の支払者の法人番号 ①氏名・住所
 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

②『生命保険』
 一般(新・旧)
 介護
 個人年金(新・旧)

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

④配偶者特別控除

⑤社会保険

③『地震保険』

⑥個人型企業年金など

以下をご参照頂き、申告のある方のみご提出下さい
 ※申告のない方はこの用紙の提出は不要です！

①氏名・住所
 氏名・住所を記入し、捺印して下さい(シャチハタ可)

訂正印は不要です
 修正する場合、訂正印は押さないこと！

②生命保険
 証明ハガキに『生命保険料控除証明書』と記載されています

生命保険料控除証明書(一般用)

この場合、『一般』の申告用です
 この場合、新・旧区分は『旧』です

【証明書と申告額】
 申告額(下欄)に金額の記載があれば、申告額をご記入下さい

※証明額：ハガキの発行時点での支払い金額
 申告額：12月末まで支払う場合の見込み金額

分類	保険料上限
一般(旧)	100,000円
一般(新)	80,000円
介護	80,000円
個人年金(旧)	100,000円
個人年金(新)	80,000円

④配偶者特別控除
 配偶者の方の所得(※)が38万円以上76万円未満であれば申告可能
 ※所得の求め方は 29年度扶養控除申告書の記入例をご確認下さい
 (注) 配偶者を扶養に入れている場合は申告対象になりません

該当される場合は用紙に必要事項をご記入下さい

＜必要事項＞
 「配偶者氏名」、「配偶者生年月日」、「配偶者住所」(別居の場合のみ)、
 「配偶者所得 A」、「配偶者特別控除額 B」

③地震保険
 証明ハガキに『地震保険料控除証明書』と記載されています

【記載する際の注意点】
 ・「地震保険」、「旧長期」の2種類があり、控除上限額が異なります
 ・地震保険料控除証明書を添付して下さい

分類	保険料上限
地震保険料	50,000円
旧長期	20,000円

⑤社会保険料
 「国民健康保険料」、「国民年金保険料」、「介護保険料」など、
 給与天引き以外で支払った社会保険料があればご記入下さい
 ※扶養家族の分で、ご自身が負担されたものも申告できます

【記載する際の注意点】
 ・国民年金保険料を申告する場合は控除証明ハガキを添付下さい
 ・年金から天引きの介護保険料・後期高齢者医療保険料は申告不可

⑥個人型企業年金
 個人型DC(iDeCo)で掛金を負担されている場合は、
 こちらに記入することで所得控除を受けることが可能です。

【記載する際の注意点】
 ・他の申告と同様に控除証明書を添付下さい

⑤社会保険料
 「国民健康保険料」、「国民年金保険料」、「介護保険料」など、
 給与天引き以外で支払った社会保険料があればご記入下さい
 ※扶養家族の分で、ご自身が負担されたものも申告できます

【記載する際の注意点】
 ・国民年金保険料を申告する場合は控除証明ハガキを添付下さい
 ・年金から天引きの介護保険料・後期高齢者医療保険料は申告不可